

# 仕様書

## 1 業務名

令和6年度簡易専用水道該当校飲料水水質検査業務

## 2 業務の概要

- (1) 簡易専用水道該当校において、学校薬剤師が採水した飲料水の検体を回収する。
- (2) 検体の水質検査を実施する。
- (3) 水質検査実施後、その結果を報告する。  
(詳細は下記のとおり)

## 3 検査対象校

247校（対象校の一覧は別紙のとおり）

## 4 実施する検査

1校につき1検体を採水し、5(1)に示す検査項目の検査を実施することとする。

## 5 検査項目等

### (1) 検査項目、基準

|    | 検査項目              | 基準                          |
|----|-------------------|-----------------------------|
| 1  | 一般細菌              | 1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| 2  | 大腸菌               | 検出されないこと。                   |
| 3  | 亜硝酸態窒素            | 0.04mg/L以下であること。            |
| 4  | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     | 10mg/L以下であること。              |
| 5  | 鉄及びその化合物          | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。     |
| 6  | 塩化物イオン            | 200mg/L以下であること。             |
| 7  | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3mg/L以下であること。               |
| 8  | pH値               | 5.8以上8.6以下であること。            |
| 9  | 味                 | 異常でないこと。                    |
| 10 | 臭気                | 異常でないこと。                    |
| 11 | 色度                | 5度以下であること。                  |
| 12 | 濁度                | 2度以下であること。                  |
| 13 | 遊離残留塩素            | 0.1mg/L以上であること。             |

## (2) 検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）により測定する。

また、遊離残留塩素については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）により測定する。

## 6 検体の回収について

採水は各学校薬剤師が行うが、採水した検体の回収は受託者が行うこと。検体の回収は、各学校薬剤師が指定する日時及び場所において、採水後速やかに行うこと。そのため、検体の回収については、学校薬剤師と事前に十分な日程調整を行うこと。また、回収した検体は、速やかに検査を実施すること。

なお、採水容器は受託者が調達し、事前に各学校薬剤師に交付すること。容器の交付については、各学校薬剤師が指定する方法で行うこと。

（各学校には 1 名の学校薬剤師が配置されている。）

## 7 検査結果の報告

検査結果の報告は、学校別に水質検査の結果を記録した書類を作成し、委託者へ原本を、学校と学校薬剤師に 1 部ずつ写しを提出すること。

## 8 留意事項

### (1) 検体採水時における記録事項の記載について

学校別に水質検査の結果を記録した書類には、学校薬剤師が検体の採水時に記録する「採水日、天候、給水源、採水地点、採水者（所属）、気温、水温」も記載すること。

### (2) 結果報告のタイミングについて

各学校及び各学校薬剤師への結果報告は、各学校の検体の検査後速やかに行うこと。委託者への結果報告は、全ての検査対象校の検査後速やかに行うこととし、併せて完了報告書も提出すること。

## 9 検査結果不適時における報告

検査結果が基準を満たさない場合は、速やかに委託者及び学校薬剤師に電話で報告すること。

10 学校薬剤師への事前説明について

受託者は、検査の内容や採水時の注意事項等について事前に各学校薬剤師に対して説明を行うこととする。

11 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

12 その他

- (1) 検査にかかる機材、薬剤、その他消耗品、検体の回収や検査結果の報告など本業務に係る全ての費用は受託者が負担すること（採水容器代を含む。）。また、機材や薬剤等については、学校薬剤師が検査場所に持参するため、学校薬剤師に対して事前に配布すること。
- (2) 本業務内容に定めのない事項については、委託者と協議のうえ行うこと。

【担当】教育委員会学校教育部教育推進課保健係 細谷

TEL : 211-3841 FAX : 211-3852